特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第３項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第25条第５項で準用する第10条第２項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び上越地域振興局において縦覧に供する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　申請のあった年月日

平成 26 年３月 13 日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人信越サイクリング協会

３　代表者の氏名

林　靖夫

４　主たる事務所の所在地

妙高市樽本丙 1101 番地 82

５　定款に記載された目的

この法人は、サイクリング文化の振興を通して、従来にない近隣市町村及び都市間交流を促し、以て上信越地域における観光資源の再認識及び新しい価値の創造に寄与することを目的とする。

６　定款に記載された特定非営利活動の種類

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) まちづくりの推進を図る活動
(3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
(4) 環境の保全を図る活動
(5) 国際協力の活動
(6) 子どもの健全育成を図る活動
(7) 経済活動の活性化を図る活動
(8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

７　定款の変更内容

変　　更　　後	変　　更　　前
（名称） 第１条　この法人は、特定非営利活動法人信越自然郷サイクリング協会という。	（名称） 第１条　この法人は、特定非営利活動法人信越サイクリング協会という。